

# 福知山市循環型社会形成推進地域計画

## 【第2期】

福 知 山 市

平成28年12月20日策定



## 目 次

<b>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</b>	
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化について	2
<b>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</b>	
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水処理の目標	5
<b>3 施策の内容</b>	
(1) 排出抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	10
(4) 施設整備に関する計画支援事業	11
(5) その他の施策	11
<b>4 計画のフォローアップと事後評価</b>	12



## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	福知山市
面積	552.54km <sup>2</sup>
人口	79,572人(平成28年6月1日現在)

### (2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

福知山市には、古くは縄文時代から人々が住んでいたことが遺跡などから明らかになっているが、昭和61年に広峯古墳群(古墳時代)で出土した盤龍鏡から、当時の大勢力圏の出雲・丹後と畿内との接点に当たる福知山地方が交通・文化などの重要な位置を占めていたことがうかがわれる。

天正7(1579)年、織田信長の命で丹波を平定した明智光秀は、砦跡を利用して福知山城を築いた。以来、福知山は城下町として栄え、明治末期までに大阪、京都へとそれぞれ鉄道が開通し、商都として発展してきた。市制制定後は、内陸工業団地として日本有数の長田野工業団地の完成・操業、また鉄道の電化・高速化が進められてきた。

平成18年1月1日には、福知山市、三和町、夜久野町及び大江町が合併し、新しい福知山市がスタートした。

本市は、交通の要衝として恵まれた立地条件を生かし、北近畿における運輸通信・経済産業の中心都市として、これまで一定の都市機能を集積し発展してきた。

しかし、本市周辺の道路や鉄道などの広域交通体系の整備が進む中、本市の交通立地条件の優位性に変化が生じるとともに、地方分権の進展、合併による行政区の拡大などにより新たな課題が生まれている。

また、本市を取り巻く情勢は、全国的な傾向と同様に、急激な少子・高齢化や過疎化の進行、さらには、国際化・情報化の進展、地球規模での環境問題、多発する自然災害など刻々と変化、複雑化している。

一方、成熟化時代を迎え、市民ニーズのさらなる多様化・高度化が進み、今まで以上に安全性や快適性など、生活環境の質的向上が求められている。

本計画の基本理念とする「市民、事業者、市民団体及び行政が協働して、3R活動を推進し、循環型社会を構築する」を目指して家庭系ごみ及び事業系ごみの対 21 年度比

10%以上削減、リサイクル率の25%以上を達成するためには、市民、事業者及び行政が相互の役割を認識して行動をとる必要がある。

また、本市の生活排水処理については、昭和34年から公共下水道の整備に着手し、平成20年度末に主たる事業を完了した。平成27年度末現在で計画処理区域内人口65,754人、処理区域2,362ha、総人口普及率82.7%である。一方、農村基盤総合整備事業、農業集落排水統合補助事業等による集落排水事業については計画されていた21地区すべてが事業完了し、三和町の大原簡易排水を含め4,065戸9,365人の整備を終えている。集落排水事業の総人口普及率は現在、11.7%となっている。さらに、合併処理浄化槽の整備については、公共下水道の処理区域及び農業集落排水の処理区域以外の区域で実施しているが、総人口普及率3.7%、区域内人口普及率67.4%にとどまっており、現在整備を推進しているところである。

河川や水路は治水対策として土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつある。これにより、由良川中流に位置する本市が由良川中・下流域の水質を保全する責任は高まっている。

#### (4) 広域化について

京都府では、「ごみ処理の広域化について」（平成9年5月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき平成11年3月に広域化計画などについて方向性を示している。

廃棄物処理法においては、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理責任を負うことになっているが、今後もこの責任を果たしつつ、処理・処分の広域化・効率化を検討し、コスト削減を図れるよう研究を進める。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め27,734トンであり、再生利用される「総資源化量」は5,266トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は19.0%である。

中間処理による減量化量は16,041トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね6割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約26%に当たる6,427トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は18,108トンである。焼却施設では、温水の場内利用を行っており、冬期間、温水により施設内の暖房を行っている。

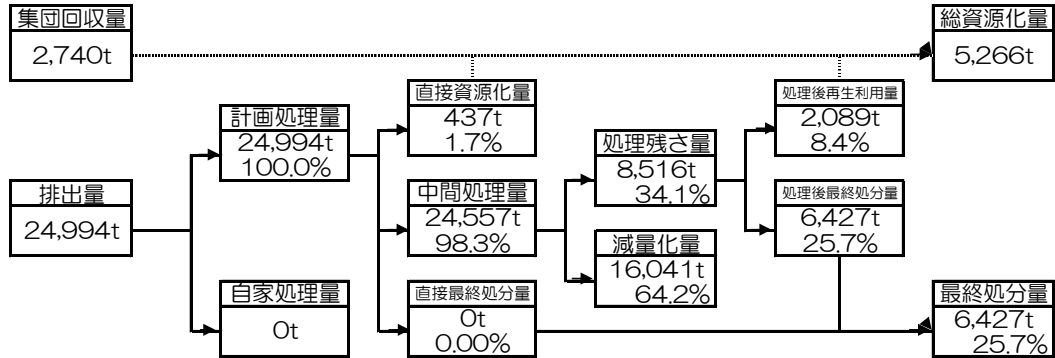


図1 平成27年度 処理フロー

### (2) 生活排水の処理の現状

平成27年度的生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で79,534人であり、水洗化人口は76,580人、汚水処理率は96.3%である。

し尿発生量は3,625kl/年、浄化槽汚泥発生量は7,509kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は11,134kl/年である。

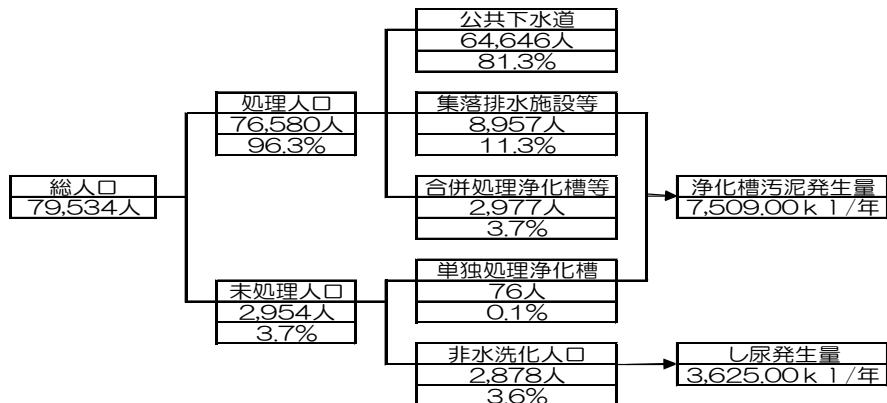


図2 平成27年度 生活排水処理フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標設定について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状（割合※1） （平成27年度）	目標（割合※1） （平成34年度）
排出量	家庭系 総排出量	16,082 t	12,938 t (Δ19.6%)
	1人当たり年間排出量※2	201kg/人	168kg/人(Δ16.4%)
	事業系 総排出量	8,912 t	7,628 t (Δ14.4%)
	1事業所当たり年間排出量※3	2.3トン/1事業所	1.9t/1事業所(Δ17.4%)
	合計	24,994 t	20,566 t (Δ17.7%)
再生利用量	直接資源化量	437 t (1.7%)	399 t (1.9%)
	総資源化量	5,266 t (19.0%)	6,100 t (26.0%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	—	—
減量化量	中間処理による減量化量	16,041 t (64.2%)	11,609 トン(56.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	6,427 t (25.7%)	5,727 トン(27.8%)

※1 排出量はH27年度実績に対する削減率、その他は総排出量に対する割合

※2 家庭系1人当たりの年間排出量＝家庭系ごみの年間総排出量／人口

※3 事業系1事業所当たりの年間排出量＝事業系ごみの年間総排出量／事業所数

事業所数＝3,922（平成26年度福知山市統計書 産業分類（大分類）別事業所数）

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収量を除く）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

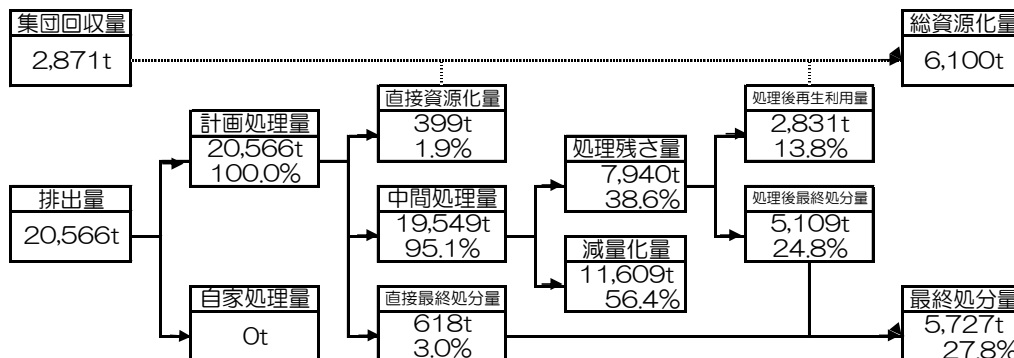


図3 H34年度 処理目標



(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽整備を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成27年度実績	平成34年度目標
処理形態別人口	公共下水道	64,646人 (81.3%)	59,213人 (83.0%)
	農業集落排水施設等	8,957人 (11.3%)	7,984人 (11.2%)
	合併処理浄化槽等	2,977人 (3.7%)	2,945人 (4.1%)
	未処理人口	2,954人 (3.7%)	1,196人 (1.7%)
合計		79,534人	71,338人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,625.00 ｷｯﾘｯﾄﾙ	3,405.0 ｷｯﾘｯﾄﾙ
	浄化槽汚泥量	7,509.00 ｷｯﾘｯﾄﾙ	7,400.0 ｷｯﾘｯﾄﾙ
	合計	11,134.00 ｷｯﾘｯﾄﾙ	10,805.0 ｷｯﾘｯﾄﾙ

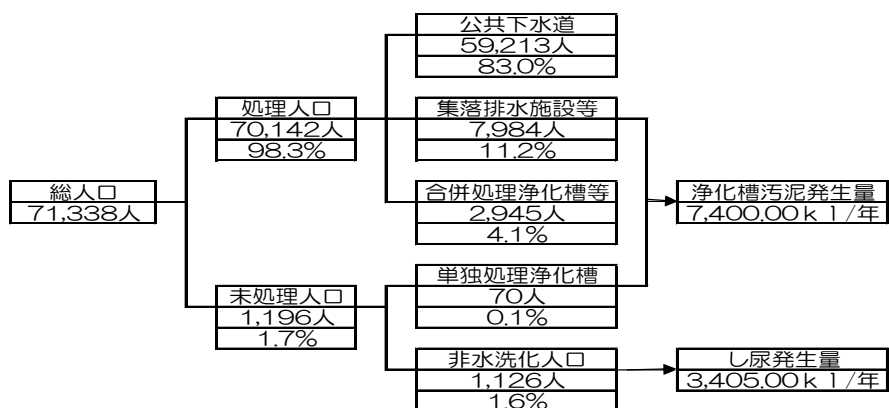


図4 H34年度 処理目標

### 3 施策の内容

本計画の基本理念とする「市民、事業者、市民団体及び行政が協働して、3R活動を推進し、循環型社会を構築する」を目指して家庭系ごみ及び事業系ごみの10%以上削減、リサイクル率の25%以上を達成するためには、市民、事業者及び行政が相互の役割を認識して行動をとる必要がある。ここでは、基本理念に基づく各施策について示す。

#### (1) 排出抑制、再使用の推進

##### ①ごみ処理手数料の見直し

現在、家庭ごみについては指定ごみ袋を媒体とした排出量単純比例型により処理手数料を徴収している。また家庭ごみのうち粗大ごみと一時多量ごみ及び事業系ごみの処理手数料（直接持込）については累進従量制によりごみ処理手数料を徴収している。

今後は、排出抑制を見込める適正な料金へと見直しを行う。

##### ②集団回収の促進

「資源ごみ集団回収団体報奨金制度」に基づき、資源ごみを回収する登録団体に対して報奨金を交付し、回収団体の育成及び市民の資源の再利用・ごみ減量化への意識啓発を促す。

##### ③普及啓発

市民を対象に古布やガラスなどの資源をリメイク・リフォームして、新たにバッグやぞうり、ペンダントなどに作りかえる技術を楽しく学べる教室を定期的を実施し、ごみ減量化や資源の大切さの啓発を図る。また、市民や住民団体を対象とした環境問題やごみの分別・リサイクルの重要性についての講座を開催する。

##### ④環境教育

市民や事業者に対し、環境への意識の高揚が図れる環境教育の更なる充実をめざし、施設見学の受入等を行う。

##### ⑤3きり運動実施の啓発

『使いきり、食べきり、水きり』の3きり運動の実施を啓発し、食品ロスの削減及びごみの減量化に取り組む。

##### ⑥生活排水対策の推進

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民の周知を図るため、定期的な広報、啓発活動を実施する。特に、台所での対策、家庭で出来る対策につ

いて周知を図るものとする。

また、浄化槽については定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

## (2) 処理体制

### ① 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。今後、更なる減量化、再資源化を達成するために、以下の項目について実施を検討する。

#### ア 草・剪定枝の資源化

家庭や公園、道路法面などから排出される多量の草と剪定枝は、民間業者等に処理の許可を与え、バイオマス燃料としての資源化を促進する。

#### イ 廃食油の資源化

家庭から排出される廃食油の回収を行い、BDF への転換・精製施設への提供（売却）を図る。

### ② 回収拠点の設置検討

現状の資源ごみの分別収集及び集団回収に加えて、誰でも用意に資源物の持参が可能な回収拠点を定め、リサイクル率の向上を図る方法を検討する。

### ③ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、自己処理を原則とし、独自ルートによる資源化処理を行うように協力を求める。市の処理施設で受け入れる場合には、市が定めた分別方法や基準に適合したもののみ受け入れることとする。

### ④ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物についても自己処理を原則とするが、現在、一般廃棄物処理を行う上で支障のない範囲において、市内から発生し、且つ市の搬入許可を得た品目についての受入を行っている。しかしながら、埋立処分場の残余容量が逼迫してきており、産業廃棄物を受け入れ続けることで一般廃棄物処理に与える影響が大きいため、処理手数料の段階的引き上げ、受け入れる廃棄物の種類の縮小、もしくは受入の停止について検討し実施する。

### ⑤ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業計画区域においては面整備が完了しており、浄化槽整備区域内において個人設置型の合併処理浄化槽の整備を進めていく。

## ⑥ 今後の処理体制の要点

- ◇草や剪定枝は民間企業等に処理業の許可を与えてバイオマス燃料化する。
- ◇廃食油の回収を行い、BDFへの転換・精製施設への売却を行う。
- ◇資源ごみの回収拠点設置を検討する。
- ◇事業系一般廃棄物は事業者自ら処理・資源化することを原則とし、市の処理施設で受け入れる場合には、市が定めた分別方法や基準に適合するもののみ受け入れる。
- ◇産業廃棄物については、処理手数料の値上げ、受け入れる廃棄物の種類の縮小、もしくは受け入れの停止を検討し実施する。
- ◇生活排水については、浄化槽整備区域内において個人設置型の合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表3 福知山市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後理方法の現状と今後

現状（平成27年度）					今後（平成34年度）						
福知山市の 分別区分	処理方法	一次処理	二次処理	処理実績 （トン）	福知山市の 分別区分	処理方法	一次処理	二次処理	処理見込 （トン）		
燃やすごみ	焼却 →埋立	ごみ焼却 施設	不燃物埋 立処分場	9,952t	燃やすごみ	焼却 →埋立	ごみ焼却 施設	不燃物埋 立処分場	8,275t		
燃やさないごみ	破碎 →選別 →埋立	リサイク ルプラザ ・売却	不燃物埋 立処分場	1,876t	燃やさないごみ	破碎 →選別 →埋立	リサイク ルプラザ ・売却	不燃物埋 立処分場	1,535t		
資源 ごみ	プラスチック 製容器包 装類	選別→ 圧縮→ 再資源化	リサイク ルプラザ	委託	793t	資源 ごみ	プラスチック 製容器包 装類	選別→ 圧縮→ 再資源化	リサイク ルプラザ	委託	636t
	ペットボト ル	圧縮→ 再資源化	リサイク ルプラザ	売却	153t		ペットボト ル	圧縮→ 再資源化	リサイク ルプラザ	売却	124t
	カン	圧縮→ 再資源化	リサイク ルプラザ	売却	173t		カン	圧縮→ 再資源化	リサイク ルプラザ	売却	140t
	ビン	破碎→ 再資源化	ピンヤード	売却	479t		ビン	破碎→ 再資源化	ピンター ド	売却	393t
	新聞・雑誌・ 紙パック	再資源化	売却	—	427t		新聞・雑誌・ 紙パック	再資源化	売却	—	389t
乾電池・蛍光管等	再資源化	委託	—	10t	乾電池・蛍光管等	再資源化	委託	—	8t		
可燃性粗大ごみ	破碎 →焼却→埋立	ごみ焼却 施設	不燃物埋 立処分場	32t	可燃性粗大ごみ	破碎 →焼却→埋立	ごみ焼却 施設	不燃物埋 立処分場	18t		
不燃性粗大ごみ	破碎 →埋立	破碎機	不燃物埋 立処分場	41t	不燃性粗大ごみ	破碎 →埋立	破碎機	不燃物埋 立処分場	39t		

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	福知山市不燃物埋立処分場(第Ⅰ,Ⅱ期)整備事業	埋立容量 1,285,000m <sup>3</sup> (190,000m <sup>3</sup> 増設)	福知山市字牧 小字神谷285 番地	H29 ~H31 (全体工期は H28~H43)
2	最終処分場	福知山市不燃物埋立処分場(第Ⅳ期)整備事業	埋立容量 200,000m <sup>3</sup>	福知山市字牧 小字神谷285 番地	本計画期間内に 事業費は発生し ない (全体工期は H35~H41)

#### (整備理由)

##### 事業番号1 最終処分場

既存の不燃物埋立処分場の適正管理のための整備及び処理能力の不足に対処するため施設を増設し延命化を図る。

##### 事業番号2 最終処分場

既存の不燃物埋立処分場の処理能力不足に対処するため施設を増設し延命化を図る。

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近整備済 基数(基) (平成27年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	1,250	100	370	H29~H33
浄化槽市町村整備推進事業				
その他地方単独事業				
合計	1,250	100	370	

#### (4) 施設設備に関する計画支援事業等

上記(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり廃棄物処理施設における計画支援事業を行う。

表6 実施する廃棄物処理施設における計画支援事業等

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	福知山市不燃物理立処分場(第Ⅳ期)施設整備(事業番号2)に関する基本設計等調査事業	基本設計等	H33

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ①福知山環境会議への活動支援

市民、事業所、市民団体及び行政が協働して「福知山市環境基本計画」を推進していくため、「福知山環境会議」の活動への支援を行うとともに、様々な面で3者の役割が円滑に進むようにパートナーシップの維持発展に努める。

##### ②分別・リサイクル品目の拡大

使用済み小型家電類、プラスチック製品、草・剪定枝、廃食油などの資源化を検討し、促進する。

##### ③不法投棄・野焼き対策

多くの山間部を抱える本市では、不法投棄は依然として減少していない。投棄者の特定は困難であるが、自治会・事業所、団体等が一体となり、啓発活動やパトロールの実施を行うことによって、不法投棄の未然防止を図る。

また、適正な焼却炉を設ける以外では、農家による稲わらの焼却や、宗教行事での焼却、軽微な焚き火等、公益上または社会習慣上やむを得ない焼却行為等の場合を除き、廃棄物を焼却することは禁止されている。しかしながら、近年宅地開発が進むことにより、野焼きに対する苦情が増加傾向にあるため、啓発を引き続き行う。

##### ④災害廃棄物処理に関する事項

災害発生時におけるごみの処理については、別に定める「地域防災計画」、「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理マニュアル」に基づいて実施する。

###### ア 災害廃棄物処理計画の見直し

災害廃棄物に関する各指針や計画等が変更された場合や新たな災害が発生した場合、また、インフラや仮置場の環境が変化した場合等、その都度計画の見直しを行う。

###### イ 周辺自治体との連携強化

災害発生時における周辺の地方公共団体との相互協力体制の構築について検討を行い、連携強化を進める。

###### ウ 協力業者との連携強化

平常時から、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物協会などの協力業者との連携を強め、災害時の円滑な処理体制づくりを推進する。

###### エ 職員の教育・訓練

平常時から、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する職員をリストアップし、順次更新する。また、処理計画の記載内容について職員に周知するとともに、災害時に有効に活用されるよう教育訓練を行う。また、研修会等に積極的に参加し、核になる人材を育成することに努める。

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の推進状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び京都府と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案して計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。